

クリエイター養成スクール受講約款の不当条項が是正されました

本協会は、適格消費者団体として、下記事業者の受講契約書・受講約款の条項の中に、消費者契約法第9条1号、第10条の不当条項に該当する条項があったことにより、不当条項の使用停止を求めた申入れ（裁判外の差止請求）を行いました。この度、相手方事業者が申入れを受け入れ、不当条項の削除が行われたため、申入れを終了しました。

- 平成26年4月30日 本協会から申入書送付
- 相手方事業者： デジタルハリウッド株式会社
東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

1 申入れまでの経緯

- 本協会の週末相談室に、クリエイター養成スクール運営事業者、デジタルハリウッド株式会社への苦情が寄せられました。
- 苦情の内容は「インターネットで見つけたクリエイター養成スクールを見学に行き、申し込みをした。入学金15万7500円、設備費15万7500円、授業料56万7000円（支払総額88万2000円）で、支払いには学生ローンを組んだ。契約前の説明では、中途解約の場合は授業料の未消化分は返金すると言われた。仕事が忙しく通いきれないので解約を申し出たところ、自己都合による解約では授業料を返還できないと言われた」というものです。
- 本協会では、相手方の「受講申込書」「受講約款」における各条項について検討したところ、以下のように問題となる条項が判明したので、当該条項の使用停止を求める申入れを行ったものです。

2 本協会からの申入れの内容と理由の要旨

- 使用停止を求めた主な条項
 - ① 既に受領した入学金及び設備・教材費について
「払戻し等は一切行わない」とする条項
 - ② 自己都合での解約について
「学習開始に関わらず、受講料の返金は原則お断り致します」とする条項
- 使用停止を求めた理由：
 - ①②共通
 - A) 申込者（消費者）が事業者との受講契約を解約した場合、事業者が受講者から受領

済みの受講料、入学金、設備・教材費は、(原則として)返金しない旨を規定しているものであり、本件受講契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項であると考えられる。

- B) 本件受講契約は準委任契約であり、本来、消費者からの自由な契約解除が認められるべきものである。
- C) 消費者が本件受講契約を解除しても、消費者の自己都合での解約の場合には、消費者が貴社に既に支払った金員(受講料、入学金、設備・教材費)は全額事業者に没収されて返還されないこととなるので、消費者に本件受講契約を解除することをためらわせることとなるものであり、実質的に、消費者から自由な解除権を奪うのと等しい結果となる。
- D) 事業者は、本件受講契約が解除されても、役務提供の未実施分を含めた受講料、入学金、設備・教材費の全額を取得できることとなり、本条項が消費者に一方的に不利な条項であることは明らかである。
- E) 従って、本条項は、民法の規定による場合に比して消費者の権利を制限し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であり、かつ消費者契約の解除に伴い事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えて損害賠償の額を予定する条項に該当するものであり、消費者契約法10条または同法9条1号により無効な条項である。

3 相手方事業者の対応

- 相手方は、当協会が使用停止を求めた条項について改定を行うなど、見直しをした。上記①②の条項を削除し、以下のように改定された。
 - ・申込者は、契約成立後、当該講座に関する全ての契約を解約することができる。
 - ・受講料(入学金、授業料、設備・教材費)の入金前に申込者が解約を行った場合、一切の費用をとらない。
 - ・受講料の入金後、学習指導開始までに解約をした場合、所定の解約手数料(事務手数料として15,000円、税抜)を受講料から差引いて払い戻す。
 - ・学習指導開始日から学習指導カリキュラム終了の日の間に申込者が解約を行った場合、入学金は一切返還しないが、授業料、設備・教材費については、全回数のうちから当該申込者の未受講回数分の割合に相当する額を算出して返還する。

4 申入れの終了

- 申入れ後、相手方事業者との間で、約5ヵ月間に亘り、書面での交渉(協議)を行い、その結果、本協会の申入れの趣旨を相手方事業者が受入れ、一定の改善が行われたと評価し、今後も引き続き注視することを前提に、平成26年9月10日、相手方事業者に申入れ終了の通知を送付しました。

以上